

## 一般廃棄物焼却施設の維持管理基準との関係

### 1. 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等について

一般廃棄物焼却施設の燃焼温度については、廃棄物処理法施行規則第四条の五において、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800℃以上に保つこととされている。

また、平成 9 年の厚生省通知では、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会）」に基づき、市町村のごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するための対策を推進するよう求められており、燃焼温度は 850℃以上の維持が望ましいとされている。

### 2. 一般廃棄物焼却施設における燃焼温度（平成 26 年度調査結果）

平成 12 年度以降<sup>\*</sup>に設置された一般廃棄物焼却施設における燃焼温度は、850℃以上が、414 施設中 396 施設（95.7%）を占めており、850℃未満は 18 施設（4.3%）である（下記表のとおり）。

燃焼温度が 850℃未満の 18 施設のうち、炉の稼働方式別では、処理能力 50t/日未満の施設が全連続炉 4 施設、准連続炉 5 施設、機械化バッチ炉 5 施設、処理能力 50t/日以上<sup>\*</sup>の 4 施設は、すべて全連続炉である。

※一般廃棄物焼却施設の建設に当たっては、一般的に着工から竣工まで 2～3 年程度かかることから、平成 12 年度以降に設置された施設に着目

表 平成 12 年度以降に設置された一般廃棄物焼却施設における燃焼温度

燃焼温度（℃）※	850 未満	850 以上（内訳）				合計	
		850～ 900 未満	900～ 950 未満	950～ 1000 未満	1000 以上		
施設数	18	396	64	122	65	145	414

※燃焼温度は、排ガス中のダイオキシン類を測定した日の温度

### 3. POPs 廃棄物に係る今後の対応

廃棄物処理法等の規定内容や一般廃棄物焼却施設の実態等も考慮して、本検討会での議論等を踏まえ、POPs 廃棄物に係る適切な処理基準（燃焼温度）について検討する。